

裁判員経験者の意見交換会議事要録

1 日時

平成28年11月29日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

静岡地方裁判所沼津支部裁判員候補者待機室兼会議室（刑事棟1階）

3 参加者

司会者 尾 島 明（静岡地方裁判所長）

裁判官 齋 藤 千 恵（静岡地方裁判所沼津支部刑事部総括判事）

検察官 高 橋 健（静岡地方検察庁沼津支部検事）

弁護士 田 上 悠（静岡県弁護士会沼津支部所属）

裁判員経験者1番 男性・60代・無職

裁判員経験者2番 女性・団体職員

（裁判員経験者3番 欠席）

裁判員経験者4番 男性・40代・会社員

裁判員経験者5番 女性・50代・無職

裁判員経験者6番 女性・60代・主婦

裁判員経験者7番 女性・40代・会社員

裁判員経験者8番 女性・公務員

4 議事録

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を始めます。私は静岡地方裁判所長の尾島でございます。本日の司会進行を務めさせていただきます。

裁判員経験者の皆様にはお忙しい中を御参加いただきまして誠にありがとうございます。裁判員制度の施行から7年が経過いたしました。これまでのところ、裁判員の皆様方を含む関係者の御努力によりまして、裁判員制度はおおむね順調に運用されておりますが、なお課題は残っており、継続的に見直していく必要があると考えております。

本日は、裁判員制度をより良いものとするために、実際に裁判員裁判を経験された皆様方から率直な御意見をお伺いして、これを裁判員制度の改善のための参考にさせていただきたいと考えております。

それでは、早速、意見交換会を進めてまいります。

裁判員経験者の方々につきましては、お名前ではなく、番号でお呼びするということとなります。御了承いただきたいと思います。

なお、本日は、裁判員経験者の3番の方は欠席です。

それでは、まず裁判員経験者の方から、御担当された事件の罪名、その事件が自白事件であったか、否認事件であったかの区別、審理期間、これらについて紹介していただきたいと思います。

それでは、1番の方からお願いいたします。

【1番】

3年前に裁判員裁判に参加しております。罪名につきましては、コンビニでの強盗殺人未遂事件ということです。罪状自体は認めています。が、そのときの前後の状況という意味で否認であります。審理期間としましては5日間という期間でありました。

【2番】

私が担当させていただきました事件はちょうど2年前になります。傷害致死でございます。犯人は否認をしている事件でありました。審理期間になりますけれども、正味14日間、拘束はおおよそ3週間だったということで、結構長かったということ、皆さんには言われた事件でした。

【4番】

罪名は殺人未遂でございます。事件は2年前の裁判員裁判になります。認否ですが、否認をしておりました。ただ、この否認ですけれども、殺人未遂ということで、刺したことは認めたんですけども、それが故意なのか、偶然刺さっちゃったのかというところが裁判になっていました。審理期間は8日間です。

【5番】

事件の罪名は殺人と死体遺棄です。本人が自白の事件で、審理期間が5日間です。

【6番】

事件の罪名は殺人未遂、銃刀法違反、窃盗、自白をしております。審理期間9日間ですけれども、4人同時の審理だったので、結構大変ですし、日数も多かったのかなと思っております。

【7番】

6番さんと同じ事件を担当しました。

【8番】

事件の罪名は殺人未遂、そして被告人の自白がありました。審理期間は5日間でした。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、今日いらっしゃる方、弁護士の方、検察官の方、それから裁判官の方、一言ずつお伺いしたいと思います。それでは、まず弁護士の方。

【弁護士】

弁護士の田上と申します。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

います。私ども弁護士会と裁判所と検察庁で裁判員制度について協議をする場はあるんですけども、こうして実際に裁判員を経験された皆様方の生の声を聞く機会はなかなかないものですから、本日は楽しみにしております。どうぞ率直な御意見をよろしくお願いいたします。

【検察官】

静岡地方検察庁沼津支部検察官の高橋でございます。私が検察官になったのは平成17年でございます。この裁判員制度が始まった平成21年の段階で既に検察官であったわけなんですけれども、この7年間を見てみても、当初の審理のやり方とかなり変わってきているなと思っていて、まだ完成形というものが見つかってないような状況ではないかと思っています。これからもより良い訴訟活動をしていくために、今日の皆様の御意見を参考にしながら今後に生かしていきたいと思っておりますので、今日、この貴重な時間を有意義に過ごしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【裁判官】

裁判官をしております齋藤と申します。よろしくお願いいたします。昨年の4月から沼津支部に参りまして、裁判長をしております。そういった意味では、今日御参加の経験者の方々でも半数ぐらいの方は御一緒に裁判をさせていただいたことになります。皆さんの御意見を伺う貴重な機会ですので、是非思ったところをいろいろ教えていただけると助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

それでは、早速中身の進行に入ろうと思っております。進行ですが、まずは裁判員経験者の方々から、それぞれ裁判員裁判を経験してみて、全般的な御感想を述べていただいて、その後、少し個別の話題として、審理がどうだったか、評議はどうだったか、あるいは裁判員に課されている守秘義務の点等についてはどうであったか、ということをお聞きしたいと思います。その後で、検察官と弁護士の方からの質問があると思っております。時間ですが、途中で10分程度休憩を取りたいと考えております

ので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが、裁判員裁判に参加してみて、全般的な感想を簡単にお聞かせいただければと思います。これは経験者の方々皆さんからお聞きしたいと思ひますので、1番の方から順番に全般的な感想をおっしゃっていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

【1番】

裁判が非常に身近になったというのが、まず第一印象でした。それまでどっちかって言うと、裁判って、非常に難しい、厳しい、そういうニュアンスだったんですけども、実際自分が参加することによって、こういう感じで進むんだというのがよく分かったので、身近なものとなりました。

それからあと、社会常識を反映させるということが入っていたと思うんですけども、やっぱり非常に手間がかかっているなど。それだけ裁判所というか、国として民意を入れていくということに対して、努力しているのかなというのが見えました。例えば時間であったり人であったり。特にこういう、我々、分からない、法律に対して本当に素人の人間に分かりやすく説明してくれて、こういうふうな裁判の判決が下るんだということを理解するということは、非常に自分にとっていいことだというふうに思っています。

【2番】

私も経験者1番の方と同じように、裁判ということが本当に身近に感じるようになりました。経験をさせていただいたことにより、今までは新聞とか時事ニュースとかで出ていたものも、さらっとしか見なかったものが、自分が一回経験をさせていただいたことによって、中身が分かるようになったことで、ああ、こういうふうになっているんだというのが、すごく理解できるようになりました。

確かに裁判自体は難しかったと思ひます。私が担当した事件は全く白と黒だったものですから、意見の聞き方、弁護士さんのお話の仕方、検察側のお話の仕方、それから証人のお話の仕方、要所要所をつかむのに結構難しい、素人としては難しか

ったんじゃないかなと思いますが、だんだん経験を重ねて、日数はたった14日だったかもしれないのですけれども、大分分かるようになってきたと思います。経験して本当に良かったと思います。

【4番】

率直な意見といいますと、裁判員裁判をやらせてもらって非常に良かったと思っております。私は会社員で会社勤めをしているんですが、その会社のほうも公休という形で使っていただいて、非常に来やすかったということです。

裁判のことですけれども、実際の事件は身近に起こるような事件だったので、裁判中はもう本当に真剣にその裁判について、家に帰ってもじっくり考えたりなんかして、本当にいい経験をさせていただきました。先ほど1番、2番の方もおっしゃっていましたが、裁判長の方に非常にいろんなことを教えていただいて、そこで事件とか裁判とか、そういったことを勉強する機会になりました。

【5番】

私は最初、裁判員をやるということになったときに、家で「怖い思いをするから、どう」なんていうふうに言われたんですけれども、やってみて、経験としてやって良かったなと実際思っています。裁判というと、テレビでよく「異議あり」とか、何かそういうのをイメージしてたんですけれども、私が担当したのが、本人が認めた事件だったというのもあるし、そういうのはなかったんですけれども、裁判ってこういうふうになるんだな、事件ってこういうふうに起きるんだなみたいなことを、全然テレビとかニュースで見るだけだったものが身近にこういうことが起こるんだよというふうなことを感じました。仕事は休んだんですけれど、5日間だけだったので、たいしてそんなに大変だったということもないし、ただニュースとして、裁判員裁判の期日がある日あったから、終わってから行ったら、あの事件でしょうというふうに言われたりもしましたけれども、経験している人が割と少なくって、私の身近では。だから、みんな結構、興味津々で、もしそういう機会があればやりたいという人が多かったです。

【6番】

私も基本的には裁判員制度に賛成ですし、やらせていただいたことに関してはとても良かったと思っております。本当に、事件一つ一つ、新聞、テレビなんかの事件を深く考えるようになったのかなって、今は。人ごとのように、一応ニュースを聞いて終わっていた問題でも、どうしてもそもそも犯罪を犯してしまうのかなと考えてみたり、裁判員を経験してみて、どこかでやめられる、そのポイントが皆さんあったように思うので、どうしてもそこでやめられないのかなとかって考えたり、そもそも再犯が多いのはなぜかなというふうに、犯罪に対して深く考えるようになったことは、いいかなって思っています。

【7番】

私もなんですけど、去年の12月に選ばれるかもしれないという通知が来たときに、自分の両親や妹とかから、精神的に負担があるから、ちょっと大変だよとか、そういう話を受けていて、どうしようかなとすごい悩んだんですが、やってみて良かったなど、本当に率直に思いました。私の事件はそんなに血を見ていないというか、人が亡くなっていなかったのも、精神的な負担が、私はあんまりなかったのも、ラッキーだった、ラッキーという言い方が正しいかどうか分からないんですけど、そういった意味では良かったのかなと思ひまして、客観的に考えると、担当する事件って運かもしれないんですけど、選べたらいいのになとあって、ちょっと思ったりもしました。あと、9日間だったので、連続で参加しなくてはいけないというところが負担がありました。会社は公休だったので、しょうがないねという形で認めてくれたんですが、ちょっとやっぱりその前後の仕事の量が大変だったので、1週間に一度とか、もうちょっと分けてやってほしいなど、ちょっとそのとき思いました。

【8番】

私も、とても、やらせていただいて良かったなど、本当に思っています。私は公務員ですので、5日間だったんですけども、お休みについては、裁判員としての

裁判所への出頭という項目がちゃんとありまして、義務免除ということで、義務免をいただいて、公休をいただいて来ることができました。

やる前は何の知識もないですし、私なんかには裁判の判決に関わるそんな仕事ができるのかなというふうになんと心配をしていましたが、裁判員を経験してみて、一つの事件をこんなふうに見ながら、話し合いながら審理して、判決を決めていくんだなという、本当に極めて人間的な裁判の在り方について、すごく感動をしました。すごくいい経験ができたなということで、職場の人たちにも、裁判員でこういう仕事をしてという、守秘義務に関わらないことまでは話していいということでしたので、話をしましたら、是非職場で裁判員の話を知りたいということで、今年の夏に裁判所で職場全員で傍聴をしまして、その後、裁判官の方から、仮の事例みたいなものをみんなで話し合うというような経験をさせていただきまして、それが本当にすごく良かったと、職場の人も言っていました。やっぱりやってみないと分からないので、本当にやらせていただいて良かったなというふうに今は思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

皆さん、経験して良かったという感想で、我々もほっとしているところでございます。

次に、これからもう少し中身の話に移ろうかと思えます。まずは、裁判員裁判の審理について、御意見をお聞きしたいと思えます。今のお話の中にもありましたけれども、皆様方は必ずしも法律の専門家ではないということなんですね。ただ、この刑事裁判というものは、一定のルールに従って、一定の手續に乗って流れていくものです。それで、まずお聞きしたいのは、こういうような手續の流れについて、十分理解できたかどうか。それから、この手續の中では検察官と弁護人がそれぞれ自分の主張を言います。その主張は一定の事実に基づいているわけですがけれども、その主張する事実が全然違うという場合があります。それで、どちらの主張が認められるかを、今度は提出された証拠によって認定していくというような一定のルー

ルがあります。そういうようなプロセスについて、十分に理解できたかどうか、ついていけたかどうか、そういうことも含めて、御経験談を伺いたいと思います。

今回は1番からというよりも、随時御意見のある方から伺いたいと思います。それでは、1番の方、どうぞ。

【1番】

流れとしては、最初の時に、こういう手順でやりますというのを裁判官の方から説明があって、それに基づいて、その手順でもって、資料なんかも全て準備をされているという形だったものですから、非常に分かりやすかったと思います。それから、主張と証拠と区別はあったんですけども、当然、主張は本人の言ってることであって、根拠があるかどうかは分からない。そこは客観的に判断できる材料でもって判断をして、やはり客観的な証拠に基づいて、私のときはコンビニ強盗だったものですから、防犯カメラがありました。その防犯カメラに写っている状況を確認することによって、確かにそのときの状況が、刺したところは見えなかったんですけども、ほぼその辺の状況は全部確認できたので、それをもとに判断できるという状況でした。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは8番の方。

【8番】

裁判員に選ばれましたということで、抽選で決められまして、その後、じゃあ何日に来てくださいという、私は5日間が一番最初の日がいきなりもう法廷だったんです。本当に事件について全く知らなかったですので、どんな事件かという概要だけは分かってたんですけど、内容が全く分からなくて、いきなり裁判で、「えっ」て本当に最初驚いていて、その裁判、法廷が始まりまして、弁護士の方からとか、検察の方から、事件のことについて、本当に限られた時間なんですけど、すごく簡潔に大事なことをどんどん説明をしていただいたのをメモをとっていくんですけど

も、みるみるうちに、事件のいろんなことが、「ああ、こうなってこうなったんだな」というようなことを、自分のメモを見ながらですけれども、理解を深められたといえますか、弁護士の方と検察の方の説明が、もちろんモニターの証拠なんかも見せられながら、裁判の中のことで審理をしてくださいという基本的にそういうことだったので、もちろん何の事前の情報もない中で裁判を私たちも考えていかなきゃいけないんですが、そこについて、とても分かりやすかったというのが、まず最初の感想でした。最初の1時間ぐらいの法廷があったんですけれど、ぎっしりメモをとれるような感じで、すごく分かりやすいなというように思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

では、この辺の手続がちょっと分からなかったなというところを何かお感じになった方はいらっしゃいますか。どうぞ。7番の方。

【7番】

一番最初に法廷で説明をしていただいたかと思うんですけど、時間が短いから簡潔にスピードをかけてやらなきゃいけないというのは分かるんですけど、いささか流れ作業的に感じてしまったところがありまして、分かりやすかったかといえば、ちょっと疑問がありました。私の理解力がなかったかもしれないんですが、もうちょっとゆっくりやってほしかったなと思いました。

【司会者】

ゆっくりというのは、そのしゃべり方がゆっくりとか、そういうことですか。

【7番】

じゃなくて、中身の進め方です。

【司会者】

それでは、次に当事者の活動についてお聞きしたいと思うんですが、検察官と弁護人の主張、あるいは立証、これはどうでしたでしょうか。分かりやすかったか、分かりにくかったか。冒頭陳述、論告等があったと思いますし、証拠書類について

は、朗読があったし、証人尋問、被告人質問、いろいろ手続があったと思います。その中での検察官と弁護人の活動、これについてはどんな感想をお持ちになったでしょうか。これもどなたからでも結構です。どうぞ、2番の方。

【2番】

今おっしゃられたことなんですけれども、私の事件に関しましては、とても本当に分かりやすかったです。弁護士さんも検察官側も。本当に専門用語、それからいろんなことが分からない中で、皆さんの御尽力で、かみ砕いてやってくださったことが、目に見えるように分かりました。「ああ、そうか」と、本当に難しい言葉を使えばさらっと裁判は済むと思うんですね。時間を短縮して済むかと思います。証拠も説明するに当たって。ただ、そのときは本当に素人の私たち、裁判員に分かりやすいように、一つずつかみ砕いて教えていただいたので、すごく分かりやすかったと思います。

それからあと、裁判官の皆さんに対しても、すごく分かりやすく教えていただいたので、どこを突っ込んで私たちが質問していいかとか、そういうことも教えていただいたように思います。

【司会者】

それでは次に、審理から評議のほうに移ろうかと思います。評議、これも皆さん、初めての経験だったと思いますが、この評議によっては、皆さん御自分の意見を述べるということについて、評議の雰囲気も含めて、御自分のおっしゃりたいことがちゃんと言えたかどうか、あるいはそこで裁判官と裁判員とで行う議論というものが充実したものであったかどうか、分かりやすいものであったかどうか、その評議の時間は十分に確保されていたかどうか、そういうことを全部含めてで結構ですけれども、評議について何かお感じになったことをお聞かせいただければと思いますが、どなたからでも結構です。それでは6番の方。

【6番】

どうしても刑事事件というのは判例に基づいて決めていくのかなというのが、率

直な感じを持ちました。もっと重くしてもいいんじゃないか、軽くしてもいいんじゃないかと思った方がいても、どうしても判例重視になって、落とすどころといただきますか、そういうところに行ってしまうのかなというのは、やっぱり感じたんです。そして、私が担当した事件というのは、被告人4人と被害者の方がお一人なんで、それぞれいろんな意見も言ったり、弁護士の方も検察官の方もおっしゃるんですけども、やっぱりよく聞いて考えると、御本人たちと弁護士の方が言われているのも矛盾があったり、4人もちょっと矛盾があったりして、そこを見極めて考えて判決を出すというのは難しかったかなと思いました。

【司会者】

評議の雰囲気はいかがでしたか。自分のおっしゃりたいことが自由に言えるような雰囲気だったかどうか。

【6番】

本当に自由に忌憚なく意見が言えたと思います。雰囲気もすごく良かったし、楽しいという言葉が適切かどうか分からないんですけども、本当にリラックスして意見を述べたり、皆さんの意見を聞けたりして審理できたような感想を持っております。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。それでは7番の方。

【7番】

6番さんと同じ事件だったんですけど、言いたいことが言えたかという点、初めはちょっと躊躇しました。私の言ってることって間違っていないかなとかって思っていたんですけども、たとえそれが間違えた意見だったとしても、裁判長なり裁判官さんが軌道修正をしてくださったので、何でも意見を言うことができました。議論が充実していたかどうかといいますと、とても充実していたと思います。いろんな意見が本当に出たので、それをまとめるのは大変だろうなと思いましたが、ああでもない、こうでもないと言って進めることができたので、とても良かったと思います。

ます。

評議の時間の長さについては適当だったかなと感じています。

【司会者】

ありがとうございました。1番の方。

【1番】

評議の内容自体は非常に言いやすい雰囲気良かったと思います。防犯カメラには、実際刺すところは写ってないんですけども、刺した後、血が広がっているところが写ってまして、裁判員の中に女性がいましたので、やっぱり何回も見ると、ちょっと気分が悪くなるというところがあったんですね。ですから、そういうことのためにも、あそこは何か色を変えるとか。よくテレビなんかでやっていますよね。血の色をちょっと茶色にするとか、何か別な色にと。そういう形の配慮があると、もう少しそういう雰囲気にならずに済んだんじゃないかなというふうに、ちょっと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。どうぞ、8番の方。

【8番】

評議ですけど、最初はやっぱり皆さん、こんなこと言ったらばかだと思われな
いかなというか、何かとんちんかんなことを言っているんじゃないかなという心配
があって、なかなか盛り上がらないというか、あんまり意見を言えない感じだっ
たんですけども、裁判官の方からも、意見って、どんどん変わっていてもいいん
ですよ。今、自分が思ったことを言ってくださればいいというようなことを言わ
れまして、今の法廷を見て、こういうことを感じたというようなことを、感想でも
いいからということで、ぽつりぽつりと、こう話し始めて、皆さん、何となく話し
やすい雰囲気になっていきました。

関係ないかもしれないですけど、お昼なんかも、裁判員だけで食べるのかなん
て思ってたんですけど、裁判官の方も一緒にお弁当を食べてくださって、裁判とは

全く関係ない、ちょっと朗らかな雰囲気というか、そういうものでまたこう話しやすい雰囲気が作られたというか、そんな形でとても感謝しています。

【司会者】

ありがとうございました。5番の方。

【5番】

私が担当したのは、本人が認めていて、量刑、それがどれくらいの重さの罪かというのを判断するというような裁判だったので、おぞましいものを見たりとかはあんまりなかったんですけども、その受け止め方が、被害者と加害者が一緒というか、自分の子どもを殺していた事件だったので、受け止めるほう、全く裁判とか、こういうものに、法律とかに縁のない私たちが、私なんかは、自分に孫がいて、そういう立場で見る、そうじゃない男の人から見るという、そういうのでいろんな意見が出て、いろんな立場の人が一つのことを話し合うというのは大事だなと思って。それが自由に意見を言えるような雰囲気だったので良かったなと思っています。

最終的には、今までの判例とかを参考に、これはこういう罪になりますというのを教えてもらって、そこから、それだったらというので、みんなで判断したんですけども、なかなか証拠とかで言われるのを聞いたら、どうしていいのかなというので迷うことがいっぱいありました。でも、これもいい経験になって、こういう考え方をするのかなみたいなふうに分かったので良かったと思います。

【司会者】

自白事件と否認事件とを比べると、否認事件だと、やったかどうかというところまで確定しなければいけない上に、量刑を決めます。自白事件の場合は量刑重視となります。2番、4番の方は否認事件を扱っておられましたけれども、特に評議のことについて御感想はありますか。

【2番】

確かに否認事件だったものですから、片方が全く無罪を主張しておりましたし、片方は実刑を主張しておりました。そこでやはり弁護士さんの主張する意見と、そ

れから検察が証拠を出したりとか、いろんな説明をする。私たちはどこを見たらいいのか、言葉もそうですけれども、すごく難しかったです。審理の回数を重ねるごとに、だんだん要所が分かってきました。先ほども申し上げたのですけれども、最初は全くマルかバツかの世界だったのですごく難しかった、それは言えます。

【司会者】

ありがとうございました。4番の方。

【4番】

自分の担当した裁判員裁判は検察側と弁護側がかなり争いまして、刺したことは認めたのですけれども、殺意があったかどうかというところで、殺意はなかったというふうに、弁護側は言っていました。評議が進み、裁判ってやっぱりこういうふうにして決めるんだなというのが勉強させられました。いろんな質問、意見があって、最終的にはやっぱり落ち着きというか、一つになるんだというようながありました。

【司会者】

そういう中でも意見は言いやすいような雰囲気でしたか。

【4番】

裁判長が全員から意見を聞いていたので、かなり意見を言いやすかったです。

【司会者】

ありがとうございます。それでは、評議については、大体皆さんから意見を伺いました。

次に、ちょっと話題を変えて、これは御説明を受けたと思いますけれども、裁判員については守秘義務がかかっております。評議の中で行われたことについては、外に漏らしてはならないということです。この守秘義務の点については、どう考えておられますか。こういうものは必要だということで作られているのですけれども、それについての感想、あるいは、御自分がそういう形で守秘義務を課されていることについての負担感というようなものはあるのかどうか、その辺について何か感じ

ておられることがあったらお聞かせいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

先ほど8番の方、ちょっとその点について触れられましたですね。守秘義務があるけれども、職場の皆さんとお話をして、職場での見学会もやられたということについて、その関係でどんなふうに考えておられますか。

【8番】

裁判員をやる前に守秘義務というのはすごく重たいものがあって、これをもし破ると捕まっちゃうんじゃないかとか、すごい罰金になるとか、すごく怖いイメージがあって、私も結構おしゃべりなので、大丈夫かなというふうに思っていたのですが、ただ法廷で見聞きしたことについては、基本的には守秘義務ということではないということを知りまして、ああ、法廷で見聞きしたこと、もちろんメモとかを持ち帰ることはないんですが、傍聴の人が聞いたりすることについて、事件のことで、証人がこう言って、こういう事件で、被告人がこういうふうに言ってということが守秘義務ではないと聞いたので、ちょっと気持ちが軽くなりまして、評議についてというのは、あんまり人に言うことでもないですし、そこについては本当に守秘義務なんだと聞いて、すごく安心をしました。

職場の人にも、途中1日休廷があったので、今、こういう裁判でこんな感じですよというようなことを話してもいいですよと、その裁判で見聞きしたことについてはというふうに言われたので、打合せのときに、実は上司から話してくれと言われたので、打合せで、今、こういう裁判の裁判員をやることになりましたということで、本当に軽くですけども、話をしました。なので、守秘義務についてはすごく気持ちが軽くなって、裁判は一応終わりましたので、それをずうっと背負っていくというイメージはないです。

【司会者】

ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。それでは1番の方。

【1番】

守秘義務については、非常に重要だと思ってました。それは、当然、自分の身を

守ることにもなるのかなという、例の福岡で暴力団の人から顔を知ってるよという言い方をされたときに、自分が評議の場で言ったことが漏れたら、何をされるか分からないわけですね。そういうことを考えると、これは当然、裁判自体を守るのと同時に自分自身を守るのだということなので、それに対しての負担感という意味では、むしろやっぱり守っていかうという、そっちのほうが私の場合は言えるのかなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。どうぞ、7番の方。

【7番】

私はちょっと逆かもしれないんですけど、私は口が軽いんですよ。これをずっと家族にも話しちゃいけないし、もちろん周りの人もだめと言われてたので、結構苦しかったので、内容は確かに言っちゃいけないと思うんです。なんですけど、例えばこういうやり方で決めていくんだよとか、そういうことは言ったっていいんじゃないのかなって、私個人的には思ってます。もう裁判も終わったことなので、ずっと裁判のことを考えているわけじゃないので、負担に感じているかと言われればそうではないんですけど、ここでまた黙ってろと言われると、また何かこう義務感を感じてしまうなと思ったぐらいです。

【司会者】

ほかの方はどうですか。4番の方。

【4番】

守秘義務については、裁判中は自分も絶対言っちゃいけないなと思って、周りにも俺は言わないからという話をして、言ってなかったんですけども、裁判が終わるとやっぱりどこかでぽろっと言っちゃいそうだなというのがあって、ちょっとそこは負担に感じてます。

評議のところでどういうふうに票が割れたとか何とかというのは、絶対言っちゃいけないというのがあるんだけども、そういうものも何年かたったら俺言っちゃう

かもしれないなというのは、ちょっと負担に、言わないようにはしているんですけども、何かの拍子に出ちゃうかなみたいな感じのところはあります。

【司会者】

そうですか。御負担かもしれませんが、そこはよろしくお願いします。ほかに御意見はありますか。それでは5番の方。

【5番】

評議のときに、誰がどんなことを言ったとかっていうのを言っちゃいけないということで。公判で言われたことは、大体テレビとかで報道されているから、そんなに内緒にしなきゃいけないみたいな、そういう負担はなかったです。裁判員も全然知らない人ばかりだし、事件自体も自分から遠いところの事件なので、言っちゃいけないとか、怖い思いとかいう不安はなかったです。言っちゃいけないということがすごい負担というほどのことは私の場合はなかったです。

【司会者】

ありがとうございました。6番の方。

【6番】

私も守秘義務に関しては、別にあんまり負担を感じませんでした。裁判だけでなく、人生においても人間関係においても、これは言っちゃいけないなとか、この人のプライバシーに関係するものは守秘義務があるなということがたくさんあるものですから、負担というのは全然なかったですし、被告人たちのこれからの人生というのもありますし、守ってあげるべきものは守ってあげなくてはどうということもあります。

ただ、被害者の方のプライバシーとか、守ってあげることはもう少し配慮したほうがいいかなと感じることはたくさんありました。

【司会者】

ありがとうございました。今の被害者の方のプライバシーというのは、公開の法廷の中でのやりとりのことですか、評議のことですか、それとも両方ですか。

【6番】

評議の中では別に漏れるものではないので、深く、意見として述べても構わないと思うんですけども。

【司会者】

先ほどおっしゃったのは法廷の中でのやりとりということですか。

【6番】

そうですね。

【司会者】

分かりました。

それでは、手続のことについて大体お話を伺いましたので、次に検察官と弁護士の方から、裁判員経験者の方に何かお聞きになりたいことがあったら、質問していただくことにしたいと思います。

まず、検察官からいかがでしょうか。

【検察官】

聞きたいことはいろいろあるんですけども、時間の関係もありますので、ちょっとポイントを絞って聞かせていただきます。

検察官の主張が分かりやすかったかという点に関してなんですけれども、手続の最後のほうで論告という手続があったかと思えます。その中で、更にその論告の最後のほうで求刑というのがあったと思うんですね。懲役何年という。その求刑の点に関してなんですけれども、検察官がなぜそのような求刑をするのかといったことに関しての説明が分かりやすかったですか、分かりにくかったですかというところで、どういった点が分かりやすかった、どういった点が分かりにくかった、更にはもっとこうしたらいいんじゃないかと、こういった意見、いろいろあるかと思うんですが、そういった点をお聞かせ願えたらいかがかなと思います。お願いします。

【司会者】

いかがでしょうか。検察官の求刑についてということですが、どなたか御意見や

感想がある方、いらっしゃいますでしょうか。どうぞ、1番の方。

【1番】

結論から言うと、根拠がやっぱりちょっと分かりにくいと思いました。これはまあ当然、過去の判例とか、そういうものに基づいて、あと法律のそういう規定に基づいてあると思うんですけども、そこ自体の知識がないものですから、基本的に検察側の意見としては、そういう過去の経験に基づいた平均的な値だろうなど。ですから、むしろ弁護士側のほうの言っていることも聞いて、それとどこに違いがあるのかなと。

【司会者】

ほかの方に関しては。7番の方、どうぞ。

【7番】

私の場合は、とても分かりやすかったです。順序立ててももちろん述べてくださってはいたので、むしろ弁護士さんよりも分かりやすかったなと感じています。ただ、刑の重さのところについては、若干被害者の気持ちがすごい入っているのかなと感じるところはありました。

【司会者】

はい、ありがとうございました。そのほかの方はいかがですか。どうぞ2番の方。

【2番】

私も検察官のほうの方が分かりやすかったと思います。いろいろなことについて教えていただきました。やはり過去の事例もあるかと思えますけれども、今回はこのぐらゐの刑だということで、求刑いただいたと思うんですけども、かえって弁護士さんのほうが私の場合は全く無実だけの主張だったので、それについてだけであつたので、ちょっと私たちにしてみたならば、もう少しだと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは弁護士の方から。

【弁護士】

弁護士の田上です。先ほども尾島所長のほうからお話があったんですけども、審理を通じて弁護側の訴訟活動といいますか、最初に冒頭陳述から始まって、事件はこういうものだよということを弁護側が提示して、手続が進んで、例えば証人尋問ということを弁護側が主張してやるようなこともあると思います。最後に弁論という形で最後の意見を述べるという形になっていると思うんですけども、そういった手続全般を通じて、弁護人の訴訟活動というものが分かりやすかったのか、それとも分かりにくい点があれば、どういった点が分かりにくかったのか、そのあたりをお教えいただければと思います。また、印象に残った何か活動があれば教えてください。

【司会者】

いかがですか。弁護人の活動についてですが。7番の方、どうぞ。

【7番】

意見がまとまってないかもしれないんですが、私の場合はちょっと弁護士さんの言っていることが、どこをポイントに何を言いたいのか、ちょっと分からなかったことが多々ありました。4人被告人がいて、それぞれ2名ずつ弁護士さんがついていたんですけども、冷静にされる方は冷静にされてはいたんですが、一部の弁護士さんは若干感情が入っているかなと思ってしまう感じでしたかね。

【司会者】

ほかの御意見ありますか。どうぞ、6番の方。

【6番】

7番の方と同じ事件なんですけれども、4人の被告人で8人の弁護士さんということで、その8人の方たちはそれぞれお話し合いというのは、ちょっと質問なんですけれども、されるんでしょうか。それとも自分の担当した被告人だけのことを考えてやられるのか、ちょっとお話を聞いてても、辻褄が合わなかったりというのが見受けられたので、そういう点はどうなのかなというふうにちょっと思いました。

【司会者】

一般論ということで。答えにくいことかもしれませんが。

【弁護士】

一般論としてお答えいたしますと、そういう共犯、4人共犯という事件の場合には、それぞれが例えば罪をなすりつけ合っていたり、そういったケースがあります。そうなってくるとなかなか弁護人を通して話をするのは難しくなってくる。自分の被告人のために、その被告人の権利を守ろうとすればほかの人を落とさなきゃいけないようなこともある。なかなか打合せをするということが難しくなるということがあります。そういったケースでなかったかなど、一般論としては、というところですが。ただ、それぞれがそれぞれの主張をしたことによって、もし裁判の中で分かりにくさを感じたとすれば、それは少し考えていかなきゃいけないのではというふうには思っております。

【司会者】

ほかの方、いかがですか。弁護人の活動について。どうぞ、5番の方。

【5番】

私がやったときは、弁護人の方が1人だったので、弁護人の方のほうがちょっと年配で、ほぼ内容が確定していたんですけども、その証拠をまた説明したりとか、それが長くて、もっと簡潔にびしっぴしっとやってもらいたいなっていう感じがありました。また、ずっとその説明を聞くのが長くて、ここに書いてあるのになみたいな感じでしたけれども、要点をかいつまんで分かりやすく伝えてもらいたいなと思います。

【司会者】

ほかの方、いかがでしょうか。否認の事件を担当された方、否認事件における弁護人の活動として何か感想はございますか。4番の方。

【4番】

自分の担当した裁判員裁判ですけれども、検察側と弁護側が非常に争っていたの

で、その途中で「異議あり」というのがかなり弁護側から出て、その都度、検察側がそれについて説明したりとかしていたので、非常に分かりやすかったかなと思っています。弁護人の方も自分たちの主張はこうだということをしっかり言っていたので、本当に分かりやすかったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、大体事件のことについてお聞きしましたので、この後、これまで御自分の経験された裁判員裁判、この経験を踏まえて、これからのこととして、裁判官、検察官、弁護士、それぞれに望むことが何かあるか、それから、これから将来、裁判員になられる方に何かおっしゃりたいことがあるか、こういう観点から何か御意見がある方、おっしゃっていただけませんか。事件を離れて、御自分の経験を踏まえた感想で結構ですので、いかがでしょうか。お一人ずつお聞きしましょうか。1番の方。

【1番】

裁判官というか、私の場合、検察官と弁護士の方に申し上げるんですけども、当然、検察官の方は犯行を証明するために、証拠をいっぱいそろえて、それを系列立ててやるという形で、非常に分かりやすかったと思います。

私の担当した裁判では、事実、犯行の事実はもう本人、認めていましたので、結局、弁護士の方は、情状、その背景を中心に弁護なさった。そこに対しての説明を中心にやったんですけども、当時、私なんかはやはり犯行自体を中心に見たものですから、もう少し迫力を持ってそこは言ってほしかったなど。ですから、事実が争えないんだったら、それに至る経緯とかを中心にもっとあっても良かったのかなと。ちょっと弁護士さんの方の説明が大体検察官の方の3分の1ぐらいだったので、少し短かったのかなと、そんなところがありました。

それから、これから裁判員になられる方へのメッセージですけども、これは一番最初のときに話しましたけれども、非常にいい経験になります。是非一回はこうい

うものを体験して、自分の人生の中に生かしていただければと思うので、できるだけ参加をしていただけたらと思います。そのためにもやっぱり2週間を超える、もっとというと、やっぱり勤めている方にとってはきついでしょうね。そこをいかに短縮化するのかと同時に、逆に言えば絞り込みということも必要じゃないかというふうに思います。

【司会者】

ありがとうございました。2番の方、お願いいたします。

【2番】

私も裁判官、検察官、弁護士に一言ずつ申し上げます。今もそうだと思うんですけど、私のやったとき、やはり皆さん御尽力いただいております、本当に分かりやすく、皆さん、裁判員になられる方用の言葉を選んでくださってお話をさせていただいております。ですので、今のままで結構です。また、それに輪をかけて、もっと分かりやすく言っていただけるように御努力を御尽力していただければありがたいと思います。それに伴い、今後、裁判員になられる方がたくさん増えると思います。裁判員に今なられる方、エントリーされても、やはり辞退の方が多いというふうに伺っております。ですから、そういう声を表に出していく、経験者はもとより、検察官の方、裁判官の方、弁護士の方、もっと表にオープンにそういうものを出していったらいいかなと思います。一度は経験していただければ、ちょっと世界が変わるような気がします。一般で生活しているよりも、やはり皆さん、法曹界にいらっしゃる方、皆さんは選んでこの世界に入られたわけです。私たちは身近に起こり得ることなんだけれども、こういうことを裁く機会というのはないと思います。とってもいい機会をさせていただいたので、皆さんになっていただきたいなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。それでは、4番の方、お願いします。

【4番】

検察官，弁護士の方に望むことですけれども，自分が担当した裁判員裁判はやっぱり争っていたので，同じように，検察官は主張というのをしっかり言っていただいて，それに対して弁護側はしっかりこういうところが違いますというふうに異議を言ってもらえれば非常に分かりやすいかなと思います。

それから，裁判官の方ですけれども，やっぱり裁判員って，何の知識もなく来られるので，やっぱり引き続き，いろいろ説明とかしていただいて，分かりやすく，今の裁判どうだったというふうに一人一人聞いていたので，引き続きそういうふうにフォローをしていってくれたらいいかなと思います。

あと，これから裁判員になられる方ですけれども，やっぱり一度は経験したほうがいいかなと，自分も思います。めったにないので，どんなふうに裁判が行われているのかというのを知る機会になりますので，そのように思います。

【司会者】

ありがとうございました。それでは，5番の方，お願いします。

【5番】

先日，息子のところに行ったら，たまたまお嫁さんのところに名簿に入ったという通知が来ていて，どうしようなんて言っていたんですけど，できるものなら，参加するのもいい経験になるということは言ったんですけど，ただ子どもが小さいです，そういう場合に2週間だったらどうなるのかなということがありますが，それを預かってもらうとかっていう説明もあったと思うので，やるとなったら，素人の言葉で，なるべく自分の思うことをそのときにせっかく参加するんだしたら，言って，無知で恥ずかしいというのはあるかもしれないですけど，そういうところも出して言ったほうがいいよということを行いました。だから，分からない，全然経験のない人が裁判員をやるので，検察官の方や弁護士の方も分かりやすくやっていただければいいかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。それでは，6番の方。

【6番】

検察官の方と弁護士の方とは直接お話もできなかつたし、裁判をやる上で伺っただけなので、あまり意見という意見はないんですけれども、本当に裁判長を始め、裁判官の方が親切に言ってくれたり、和ませてくれたりして、何の不安もなくできたというのはすごく良かったので、これから裁判員にエントリーされた方は是非やっていただければいいなというふうに感じました。2番の方もおっしゃってたんですけれども、私も新聞などでなかなか辞退する方が多くて、同じ方が何度もやられるのはどうかなという記事を読んだんですけれどもね、やっぱり5番の方もおっしゃるように、お子さまが小さかったり、それこそ介護をしてたり、御本人がここまで足を運ぶというのが難しかったりすると、やっぱり仕事も休んで来れるという方たちが多くなってしまふというのは、仕方がないと思うんですけれども、やっぱりこの制度は続けていったほうが、民意が反映されて、いいことのように感じます。ただ、本当に事件が減らない、執行猶予をつけても再犯したりというのは、もう一度皆さんで考えていただきたい部分かなというふうに感じました。

【司会者】

ありがとうございました。7番の方、どうぞ。

【7番】

さっきも申し上げたんですが、ちょっと弁護士さんには、主張される内容のポイントをもうちょっと私たち一般の人にも分かるように主張していただきたいなと思いました。ちょっとポイントがやっぱり私の場合は、ずれていると感じていたんで、何かもう一度考えてほしいなと思いました。あと、これから裁判員になられる方へのメッセージですが、最初に言ったとおりに、最初は「どうしよう」と思ったんですけど、やってみて、いろんな人の意見を聞けたり、自分の意見を主張することができたり、あと社会に貢献するという意味で、なかなかそういう場もないかと思うので、いい経験になるはずなので、是非やっていただきたいなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。では、8番の方。

【8番】

私も、今までの方が言うてくださったように、私たちでも裁判に参加して、自分なりの意見を主張できる、そういう裁判員裁判はとても有意義なものだと思いますし、そういうふうな雰囲気を作ってください、本当に易しい言葉で説明して下さる裁判官、裁判長の方々のその姿勢がすごく素晴らしいと思うので、このまま続けていただきたいなというふうに思います。

それで、これから裁判員になられる方へのメッセージということですが、私の周りには裁判員をやったことがある人がいないんです。で、すごく皆さん、興味、関心を持っているんですが、大体は、怖いとか、やっぱり嫌な目に遭うんじゃないとか、無理じゃないかとか、やっぱりそういう批判的な意見が多いんですが、女の方は嫌な怖い写真を、血が出ている写真を見たりしなきゃいけないとか、そういうことを私も一番心配だったんです。テレビなんかでもそういうシーンはなかなか見られないので、すごく裁判員を終わるときに、裁判官の方に私は実はこういうことが一番心配でしたというふうなことを言っていたら、今はなるべくなら、イラストにするとか、血の写真も、できることなら黒に変えてみるとか、そういうこともしていますということもお聞きして、少し安心したので、あんまりこう、怖いイメージを、すごく凶悪な写真、死体の写真とかそういうのをすごく見なきゃいけないとか、そういうイメージが一般の人たちの裁判員に対するすごく怖いイメージだと思うので、必要な場合、1番さんがすごく見ていたと言ったので、やっぱりそうなのかなと、ちょっと今、またドキドキしていたのですが、でも本当に必要最低限のものですというようなことをアピールされたほうが、怖くてという人が減るんじゃないかなと思います。

それと、あとやっぱり私たち、皆さん、裁判員をやって良かったなというふうに思っているんで、そういう意見を広めていくことで、あっ、そんなに怖いものじゃないのかなというふうに思うと思うので、そういう機会があればいいんじゃないか

なと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

先ほど申し上げましたように休憩を取ってから再開ということにしたいと思うんですが、これまでの経験者の方々のお話、感想、御意見等を聞いて、一言ずつで結構ですから、裁判官、検察官、弁護士の方、何かコメントがあったらお願いします。では、裁判官。

【裁判官】

今日は本当に貴重な御意見をいただきありがとうございました。皆さんが裁判員をやるまでは怖いとか、どうするんだろうとか、いろんな懸念がある中で実際御経験いただいて、非常に良かったという御意見が相次ぎましたので、そういった意味ではまた心強く思っているところです。先ほどお話も出ましたように、裁判所も余り広告というか宣伝というか、そういったところが行き届いてないところは確かにそうなんだろうかと改めて思いました。またそういった点についてもこれから努力をしていかないといけないなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

【司会者】

検察官、いかがですか。

【検察官】

本日は貴重な御意見をありがとうございました。我々としてもより良い裁判員裁判をするために、また分かりやすい主張、立証をしていくために日々努力しているところでありますが、今日いただいた意見を参考にして、庁に持ち帰って、検察官のみんなに周知して、これから行われる裁判についてもより分かりやすい訴訟活動をしていこうと思っております。本当に今日はありがとうございました。

【司会者】

弁護士の方。

【弁護士】

本日はありがとうございました。弁護士会としましても、裁判員裁判に関しましては、分かりやすい訴訟活動ということを心掛けるようにはしております。ただ、最終的には個々の弁護人の活動に委ねざるを得ないところがございまして、組織ではないものですから。ただ今日いただいた御意見を参考に、ポイントを絞った訴訟活動ですとか、より分かりやすく皆さんにお伝えできるように努力していきたいと考えております。ありがとうございました。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、以上で今日の意見交換会を終了いたします。お忙しい中お集まりいただきまして、また大変貴重な意見をお聞かせいただきました。裁判所としても非常に感謝しております。

また今後も、例えば周りの方から、裁判員の候補者になったんだけどもどうだろうかというような御相談を受けたら、是非やったほうがいいよと、今日の皆様方は、皆さんそうおっしゃるだろうと思いますけれども、また裁判所の足りない部分の広報活動も経験者の方にしていただくということは非常に重要だと思っております。よろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

以上で終了いたします。

以 上